

## 2. 許可基準の概要

**(1) 広い空地在有する建築物** (省令第10条の2の2第1号、基準別表第1)  
その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地(2,500㎡以上)を有すること。

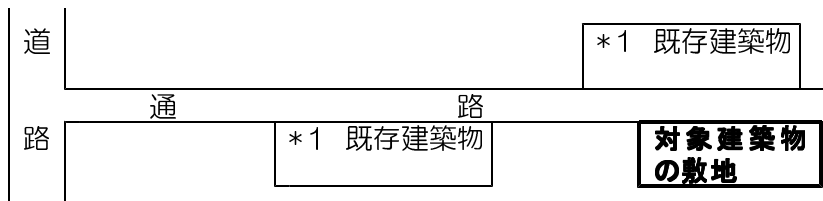
**(2) 公共の用に供する道に接する建築物** (省令第10条の2の2第2号、基準別表第2)  
その敷地が農道その他地方公共団体等が管理する幅員4m以上の道に2m以上接すること。

**(3) 通路に有効に接する建築物(道状通路)** (省令第10条の2の2第3号)  
その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通じるものに有効に接すること。

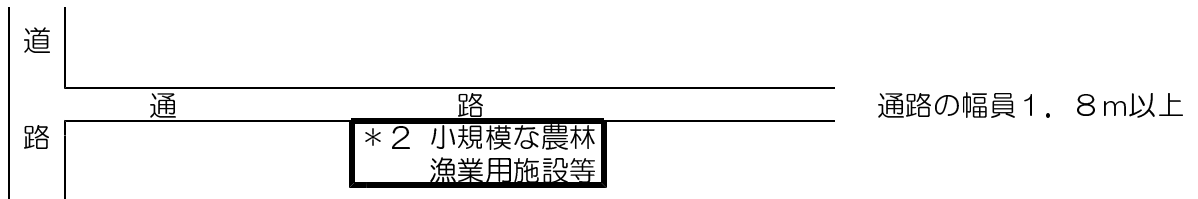
### イ.道状通路(基準別表第3-1)

平成11年5月1日現在において建築物が立ち並んでいる道状通路に限る(建て替え等に係るものは除く。)

(幅員4m未満の袋路状通路については、総延長の制限があります。)



### ロ.小規模な農林漁業用施設等(基準別表第3-2)



\*1 平成11年5月1日現在存在

\*2 小規模な農林漁業用施設等

都市計画法施行令第20条の規定による農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で、当該敷地に立地することがやむを得ないと認められる建築物、または無線中継所、河川管理施設その他公益上必要な建築物。

### ハ.介在空地(基準別表第3-3)

